

カードローン被害者の会 インターネットの運用

発表者：何文祥

カードローン被害者の会インターネット組召集人



カードローン
被害者の会

成立時期：2010年4月

成立目的：消費者債務清理条例の改正を推進し、
再生、精算手続きの通過率を引き上げる。

目標が明確で、組織構造も単純ながら、固定のオフィスはありません。司法改革基金会の会場を借りて、月2回会議を行っています。そのため、外部との連絡手段としてHP開設が急務でした。



カードローン被害者の会
HP管理者

宣伝方法：Facebookページ、LINEグループ

関連資料：ブログ、公式ホームページ



被害者の会HPは連絡手段としての役割だけでなく、リアルタイムで法改正に関する情報を発信しています。例えば消費者債務清理条例の重大改正、夫婦財産制の改正、強制執行法改正、銀行金利の引き下げなど。

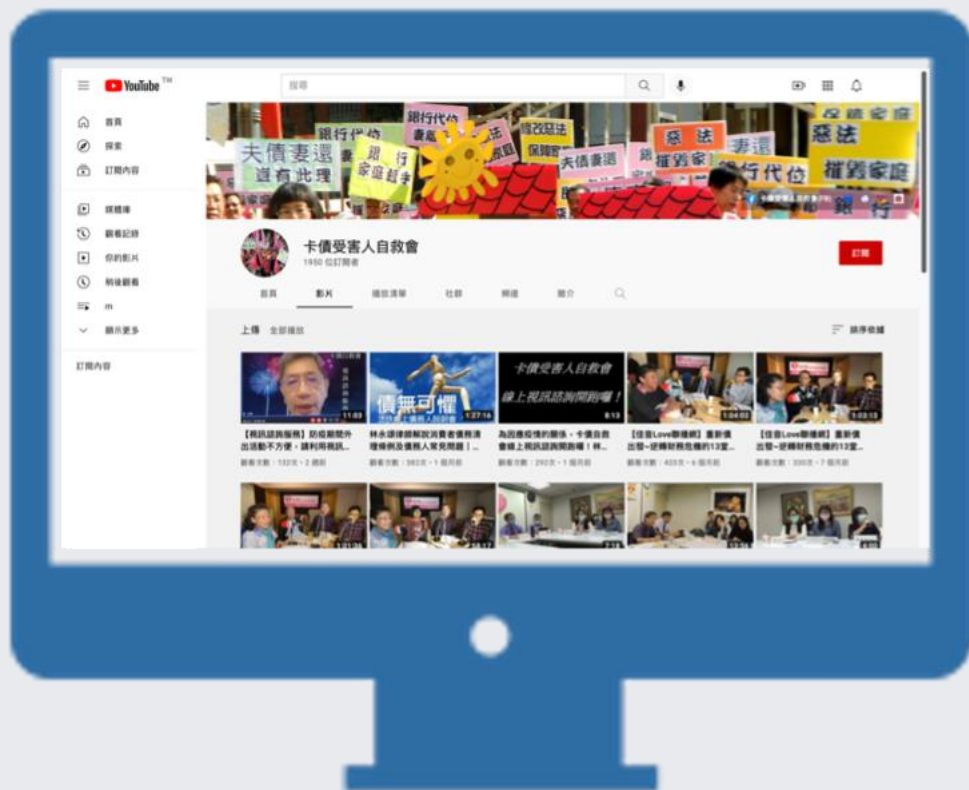
11年にわたり、度重なる抗議、陳情活動を行う。債務者の抗議活動への参加を促すため、FBを利用した迅速な情報共有に努める。



インターネットは世界中に広がっています。「債務」を抱えて国外へ逃れた多くの方が、被害者の会HPを見て、国内の消費者債務清理条例が改正され、通過率が大幅に上昇したことを知り、連絡をくださいます。その中のひとりである曾さんは、お父様のローンの保証人になりました。程なくお父様が心臓病で急死し、会社も倒産しました。500万の債務を返済することができず、督促から逃れるために日本へ渡り、働く日々を過ごしました。彼もまたインターネットを通じて支援を求め、その後帰国し、債務に向き合っています。国外を放浪する日々から開放され、現在は被害者の会でボランティアをしています。

また、債権回収会社からの督促のストレスに耐えきれず、重度の鬱病を発症した方もいます。特に女性は、直接相談する勇気の出ない方が多いです。しかし、インターネットという匿名性の高い空間でなら、自身の苦しみを打ち明けることができます。1つ忘れられない出来事があります。ある日の夜11時頃、突然高雄から一件のメッセージがありました。その内容は、債務に追われ、自殺を考えているというものでした。焦燥に駆られた私は、自殺予防ホットラインと119番への通報で、なんとか彼女の住所を探し出し、助けようとなりました。しかし結局見つけ出すことはできず、一ヶ月後に自殺したという知らせを受けました。これは私がHPを運営してきた十年来で、最も悔しい出来事です。

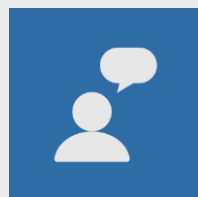




自救会では月2回、カウンセリング会議を行っています。参加者の数は毎回約10-20人です。宣伝効果を高めるため、四年前にYou Tubeチャンネルを開設しました。カウンセリング会議で取り上げた、様々な事例を見ることができます。



弁護士と債務者の会話内容を参考として提供。債務者の自信・経験となり、裁判所で裁判官と会話する際に取り乱すことがなくなる。



再生や破産に成功した債務者をゲストとして招く。成功の喜びを共有してもらうことで、他の債務者に希望と期待を与える。

こうした取り組みは好評で、再生回数は伸びています。中には一万回を超える動画もあります。



2011.05.01 反貧困デモ



2011.05.01 反貧困デモ

2011.09.19 消費者債務清理條例改正デモ



2012.08.18 高雄説明会



2012.12.07 夫婦財產制が第三読会を通過



2012.12.07 夫婦財産制が第三読会を通過



2013.05.23 債權回收会社の違法督促に抗議



2013.11.20 高金利に抗議する記者会見





2015.08.31 行政院で金利の引き下げを陳情



2015.11.24 司法院の職務怠慢に抗議

2016.05.24 陳秋月裁判官の職権乱用に抗議





2020.08.04 パソコンを操作するHP管理者



2021.02.22 佳音ラジオの取材



カードローン被害者の会カウンセリング会議



債務人聲請清算因134條第2、4、8款被判不免責者，把握機會！

清算を申し立てて134条2・4・8項で免責が認められなかった債務者は注目！

債務者から感謝状を受け取る趙弁護士

